（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十三条第四項、第八十条第二項及び第八十八条の三第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の五第三項第二号中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第六条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二号中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。